

平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 和興エンジニアリング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢澤 久司  
(JASDAQ・コード1756)  
問合せ先 専務取締役経営管理本部長 嶋本 昭洋  
電 話 03-3798-4412

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月18日開催予定の第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都港区から東京都大田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成21年8月31日迄に開催する取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第1条を設けるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、下記のとおり定款の変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において「株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議」がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の効率化、コーポレートガバナンスの強化を図るため、平成21年5月12日の取締役会において執行役員制度の導入を決定いたしました。これに伴い、取締役の員数を20名以内より10名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更に係る株主総会開催日	平成21年6月18日	(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月18日	(木)

以 上

(下線\_は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
定 款	定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 2 条 (条文省略) (本店の所在地)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。	第 3 条 当社は本店を東京都大田区に置く。
第 4 条～第 7 条 (条文省略) (株券の発行)	第 4 条～第 7 条 (現行どおり) 「削除」
第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元未満株主の権利)
(単元未満株主の権利)	第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 11 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 12 条～第 19 条 (条文省略)	第 11 条～第 18 条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 20 条 当社の取締役は20名以内とする。	第 19 条 当社の取締役は10名以内とする。
第 21 条～第 50 条 (条文省略)	第 20 条～第 49 条 (現行どおり)
「新設」	附則
	第 1 条 <u>第 3 条の変更は、平成21年 8 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は期日経過後これを削除する。</u>
	第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>
	第 3 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
	第 4 条 <u>本附則第 2 条乃至本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

(注) 上記変更案は、平成21年5月12日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月18日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。